

令和元年度経営改善普及事業推進強化月間

当所では、毎年9月を「経営改善普及事業推進強化月間」として、小規模事業者の経営の安定を図るために、下記の相談会及び共済制度等のご案内を実施しております。

経営安定相談会				
月日	時間	場所	内容	相談者
9月30日 (月)	10:00 ~15:00	商工会議所 1階事務所	金融・税務 経営・労働 その他	経営指導員・ 補助員

※ 経営全般に係る各種相談を行っておりますので、お気軽にお越し下さい。

各種共済制度のご案内

小規模企業共済

- ★経営者ご自身の退職金を
ご準備されませんか★
- ・掛金は1,000円~70,000円までの範囲内で自由に選べます
 - ・掛金は全額課税対象所得から控除
(年払いすれば84万円までが可)

※共済の詳細内容は商工会議所
までお問い合わせ下さい！！

経営セーフティ共済

- ★取引先の突然の倒産。そんな時
あなたを守る安心の共済です★
- ・掛金は5,000円~200,000円までの範囲内で設定できます。
 - ・掛金は総額が800万円になるまで積み立てられます。
 - ・取引先が倒産した場合、掛金の10倍の範囲内で借入れが可能。
 - ・掛金は、税法上経費(個人)または損金(法人)に計上できます。
(年払いすれば240万円までが可)

会員募集!

商工会議所では幅広い事業展開をしておりますが、活動を更に積極的に推進するためには、1人でも多くの商工業者にご加入いただき、商工会議所の組織基盤を強化することが何よりも重要です。ご近所や取引先でまだ当所に未加入の事業所様がおられましたら是非ご紹介下さい。当所職員が改めましてご訪問いたします。

経営に関するご相談は、この機会にぜひ商工会議所をご利用下さい!

四国中央商工会議所/中小企業相談所 TEL 58-3530 FAX 58-6294

〒799-0111 四国中央市金生町下分789-1

小規模事業者経営改善資金のご案内

この融資制度は、小規模事業者が経営改善を行うための事業資金を、商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫から無担保・無保証人・低利で融資する制度です。

安心して借りられる“無担保・無保証人・低利”の融資です

マル経融資

<融資の条件>

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2,000万円 ※1,500万円を超える場合は、別途事業計画書が必要
融資期間	運転資金7年以内 設備資金10年以内
据置期間	運転資金1年以内 設備資金2年以内
利率	1.21% (令和元年8月20日現在)
担保・保証人	いっさい不要

<ご利用できる方>

次の条件をすべて満たしていることが必要です。

1. 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）であること
2. 原則として6ヵ月以上、商工会議所の経営指導を受けていること
3. 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること
4. 所得税、法人税、事業税または市・県民税を原則としてすべて完納していること
5. 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種等でないこと

★ご相談の内容によっては、ご希望に添えない場合もあります。詳細については、下記までお問い合わせ下さい。★

ご相談・お問い合わせは、四国中央商工会議所・中小企業相談所まで

TEL (0896) 58-3530